



# 広報こじい

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社

1981  
5/1  
No. 194



ミニコロニーみのわの里一期工事完成 4月1日開所

町の人口	
住民基本台帳人口 (3月末現在)	
世帯数	3,295戸
人口	14,410人
内訳	男 7,030人 + 5 女 7,380人 + 3
前月比	+12 + 8 + 5 + 3



希望と、喜びと  
生きがいを

◎停電 五月十九日(火) 九時～十三時 浦・神谷の大部分

1 金	メーデー	17 日	家庭の日
2 土	八十八夜	18 月	
3 日	憲法記念日	19 火	フ・反接種 (2:00~3:00浦区事務所) 3才児検診 (2:00~3:00岩塚農協) 心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター) 国民年金相談日 (9:00~4:00 役場)
4 月	振替え休日	20 水	高齢者職業紹介 (1:00~4:00福祉センター) フ・反接種 (2:00~3:00塚野山集落 開発センター)
5 火	こどもの日 立春	21 木	B・C・G接種 (2:00~3:00浦区事務所) 行政相談 (9:00~2:00 役場)
6 水	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)	22 金	B・C・G接種 (2:00~3:00塚野山集落 開発センター)
7 木		23 土	
8 金		24 日	
9 土		25 月	来迎寺地区慰霊祭
10 日	母の日 愛鳥週間	26 火	3才児検診 (2:00~3:00福祉センター) 心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)
11 月		27 水	3才児検診 (2:00~3:00塚野山集落 開発センター)
12 火	フ・反接種 (2:00~3:00福祉センター) 心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)	28 木	3才児検診 (2:00~3:00浦区事務所)
13 水	フ・反接種 (2:00~3:00岩塚農協)	29 金	妊娠婦検診 (2:00~3:00福祉センター)
14 木	B・C・G接種 (2:00~3:00福祉センター)	30 土	石津地区慰霊祭
15 金	B・C・G接種 (2:00~3:00岩塚農協)	31 日	
16 土			

◎ 三歳児検診対象者 昭和五十二年十月一日から昭和五十三年四月一日までに生まれた者  
◎ フ・反接種 富士見町役場 昭和五十五年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までに生まれた者  
◎ 妊産婦検診対象者 昭和五十六年一月一日から昭和五十六年三月二十一日までに分娩した者  
◎ 妊娠届けのすんだ妊婦と、昭和五十六年三月二十一日までに分娩した者  
◎ 連絡先 来迎寺 長谷川清治  
電話 (02589) 2-1453

## こしじの里(下巻)の紹介

来迎寺の深井国平さん編集による「こしじの里」がこのたび刊行されました。希望の方は次へ申し込んで下さい。

◎ 連絡先 来迎寺 長谷川清治  
電話 (02589) 2-1453

交通三悪(飲酒運転、速度違反、一時不停止)による死者は、昨年中全死者の四三%に当る九十五人に達しております。四月二十五日から五月二十四日まで一ヶ月間交通三悪の一掃月間となつております。行楽シーズンを迎えて事故の多発が予想されますので事故防止活動にみんなで協力しましょう。

## ミニコロニーみのわの里

四月一日開所

## 昭和五十六年度成人式

夢と希望に胸ふくらませ

昭和56年5月1日 (2)

長い間設置実現が期待されてい  
たミニコロニーが不動沢地内に、  
社会福祉法人「中越福祉会」が建  
設中であった「みのわの里療護園」  
が、去る二月末に竣工いたしました。  
その後受入準備に職員一同急  
ピチに進めておりましたが完了  
し四月一日開所されました。

この施設は既報どおり、県のミニ  
コロニー構想に基づき中越管内  
三十七市町村内の重度身体障害者  
五十名を収容する目的で建設され  
た療護施設で、県下七番目のミニ  
コロニーとして発足した。(身障  
者ミニコロニーとしては三番目で  
ある) 中越福祉会では、引続いて  
長岡、三島、古志都管内に居住す  
る重度の精神薄弱者を収容する更  
生施設を建設中で、この更生施設  
も十一月末には竣工する予定  
であり、これが完成することによ  
り、当初予定されていた一法人二  
施設運営の障害者の理想郷が、不  
動沢地内に実現することになりそ  
の完成が待たれている。

四月十五日の開所式には、県の  
民生部長殿、地元町長始め関係者  
多数の参加を得て開催され開所が  
宣言された。



員が満床となり、西巻園長以下三  
十五名の職員が三交替勤務で、  
この人達の療護にあたっている。  
また入所者の保護者も早速保護  
者会を結成して十八日から会員で、  
来所養護という形で施設運営に  
参画し、ボランティア活動を開始  
した。今後障害者のために希望と  
明日への喜び、また生きがいのあ  
る施設として育つてゆくように、  
地域住民の温い援助の手が望まれ  
る。

去る、四月五日(日)越路町総  
合福祉センターにおいて、昭和五  
十六年度の成人式が挙行されまし  
た。本年の出席者数は、男性六十  
名で、昨年に比べ二十名ほど少な  
くなっています。

昭和五十一年三月、町内の中学  
校を卒業した者は三百十四名(越  
中百五十八名、塚中五十六名)で  
したので、そのうちの七十三・八  
%が出席したことになります。

当日は、晴天にめぐまれ、式は  
予定どおり進行することができます。  
した。

式典は、九時二十分から始まり  
式辞、記念品贈呈、引き続き来賓  
の方々からのお祝いと励ましの言  
葉をいただき、最後に新成人者を  
代表して原尚子さんが謝辞を述べ、式典を終しました。そして男女別に記念樹の成長とともに、すくすくと伸びていくことを期待して  
おります。

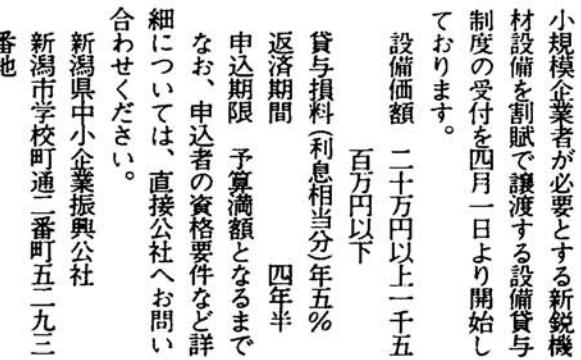
そして、新成人者それぞれが希  
望と夢を託した風船を飛ばし、歓  
声に送られて未知の空へと旅立ち  
ました。続いて、来賓の方々を含  
ております。

成人になられたみなさんのご活  
躍をお祈りいたします。

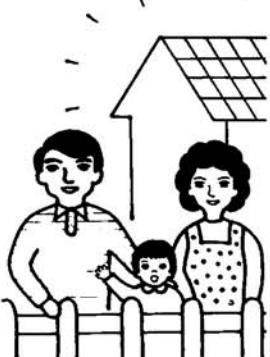
めた祝賀パーティーがさわやかな  
雰囲気の中で繰りひろげられ、そ  
れぞれに旧交を温め、楽しい語ら  
いに終わりを告げるのがばかり  
るようでした。

午後からは、九十三名が十四回  
嚴廟に参拝を済ませた新成人者の  
顔は、新た人生に向って輝いて  
いるようでした。

成人になられたみなさんのご活  
躍をお祈りいたします。



## 印紙税の改定



昭和五十六年五月一日から印紙  
税の税額が次のようにかわります。  
今まで百円の印紙税がかかっ  
ていた文書の印紙税額が二百円に  
引上げられました。

・商品券、ギフト券など  
の物品切手で券面金額が  
記載されていないもので  
あっても、引換給付され  
る物品の価額に応じて印  
紙税がかかるようになり  
ました。

・不動産売買契約書、請  
負契約書などで契約金額  
が記載されていないもの  
であっても、見積書、注  
文書などを引用している  
ときは、その記載されて  
いる金額に応じて印紙税  
がかかることになりました。

税金が登録免許税です。

土地や建物などの不動産を取得  
すると、所有権の取得に関する登  
記をしますが、このときにかかる  
税金が登録免許税です。

## 登録免許税

土地や建物などの不動産を取得  
すると、所有権の取得に関する登  
記をしますが、このときにかかる  
税金が登録免許税です。

この税金は、取得した不動産の  
価額(原則として市町村の固定資  
産税評価額)に税率を掛けて税額  
を算出し、登記申請の際に納付す  
ることになっています。

ただし、自分で住むために住宅  
を新築したり、購入した時にす  
ることは、一定の要件にあてはま  
っていると、次のように税率が軽減  
されます。

○新築住宅の所有権の保存登記  
○売買による所有権の移転登記  
○返済方法 原則として元利均等  
毎月払い。または、元利均等毎月  
払いとボーナス払いの併用。

○申込 住宅建設場所と同一県内  
の「住宅金融公庫取扱店」にお問  
い合わせください。

## 税に不服のあるときは

### 国税不服審判

税務署長から、申告額の更正や  
決定、財産の差押えを受けた場合  
などで、その処分を受けた理由に  
納得がないときは、その処分の  
通知を受けた日の翌日から二ヶ月  
以内に、税務署長に対し「異議申  
立て」をることができます。

税務署長は、異議申立てに理由  
があるかどうかを十分に調べて、  
異議に対し決定をします。その決  
定にお不服がある時には、決定  
の通知を受けた日の翌日から一か  
月以内に、国税不服審判所長に対  
し「審査請求」をして、処分の取  
消しなどを求めることができます。

また、青色申告をしている人が更  
正を受け、不服がある時には、異  
議申立てをしないで通知を受けた  
日の翌日から一ヶ月以内に直接、  
所在地は次のとおりです。

○新潟支所 新潟市営所通一番町六二九一五  
電話○二五一一一八一〇九九一  
用紙は税務署に用意してあり  
ます。

○融資が受けられる住宅  
床面積が百二十平方メートル以  
下の住宅、ただし六十歳以上の老  
人、心身障害者、六人以上の家族  
が同居する場合並びに二世帯住宅  
の場合は百五十平方メートル以下  
の住宅

○融資額 木造住宅(八十平方メ  
ートル以上)四百十萬円から四百  
三十万円  
利率 年五・五%

○返済期間 木造の場合二十五年  
以内

○返済方法 原則として元利均等  
毎月払い。または、元利均等毎月  
払いとボーナス払いの併用。

○申込 住宅建設場所と同一県内  
の「住宅金融公庫取扱店」にお問  
い合わせください。

## 個人住宅建設資金 の受付開始



新潟県中小企業振興公社では、  
小規模企業者が必要とする新鋭機  
材設備を割賦で譲渡する設備貸与  
制度の受付を四月一日より開始し  
ております。

申込期限 予算満額となるまで  
返済期間 四年半  
貸与損料(利息相当分)年五%  
申込者の方の資格要件など詳  
細については、直接公社へお問い合わせください。

設備価額 二十万円以上一千五  
百万円以下

新潟県中小企業振興公社  
新潟市字校町通一番町五二九二  
番地  
電話○二五一二二一〇〇一五



